

第5章 騒音・振動

第1節 騒音・振動の状況

騒音、振動公害は、公害*の苦情の中でも最も日常生活に関係が深いという特徴があります。

発生源としては、工場や建設現場の他に、ピアノの音やペットの鳴き声などの生活騒音があります。騒音、振動の被害としては、気分がイライラする、うるさくて眠れないなど心理的、精神的な影響が主であり、感覚公害といわれています。

また、生活騒音は、工場等からの騒音と異なり多種多様な騒音で、音の大きさだけでなく、近隣の間人間関係など感情的な対立が原因となることもあり、法令等で規制することが難しい問題です。お互いに周囲へ迷惑をかけないように心掛けることが大切です。

一方、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動については、法律や条例で基準を設けることにより、規制や指導を行っています。

第2節 特定施設、特定建設作業の届出

人の健康を守り生活環境を保全するため、工場・事業場や建設作業などの事業活動に伴って発生する、騒音、振動について、規制基準が定められています。

また、工場・事業場などで特定施設*を設置又は変更しようとするときや建設作業を実施するときは届出をしなければなりません。

1 令和2年度特定施設*の届出状況

届出種類		区分		設置・使用届		廃止・変更届		累 計	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
騒音規制法	金属加工機械	1	3	2	4	45	205		
	空気圧縮機等	11	21	3	7	139	1,221		
	土石用破砕機等	1	1	0	0	17	97		
	織 機	0	0	0	0	1	7		
	建設用資材製造機械	1	1	0	0	7	8		
	穀物用製粉機	0	0	0	0	2	13		
	木材加工機械	0	0	0	0	15	61		
	抄 紙 機	0	0	0	0	2	6		
	印刷機械	0	0	0	0	5	30		
	合成樹脂用射出成形機	0	0	1	3	6	71		
	鋳型造型機	0	0	0	0	4	31		
計		4	26		14	243	1,750		

届出種類		区分		設置・使用届		廃止・変更届		累 計	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
振動規制法	金属加工機械	0	0	2	5	46	201		
	圧縮機等	6	14	2	7	94	489		
	土石用破碎機等	0	0	0	0	11	47		
	織機	0	0	0	0	3	3		
	コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	4	4		
	木材加工機械	0	0	0	0	8	13		
	印刷機械	0	0	0	0	7	34		
	ロール機	0	0	1	1	1	5		
	合成樹脂用射出成形機	0	0	1	3	11	227		
	鋳造型機	0	0	0	0	2	5		
計		3	14		16	187	1,028		

2 令和2年度特定建設作業*実施届出状況

特定建設 作業 実施届	届出数	作業に使用した機械の種類											
		くい打機	びょう 打機	さく岩機	空気 圧縮機	コンクリート プラント	バック ホウ	トラクター ショベル	ブルド ーザー	鋼球	舗装版 破碎機	ブレー カー	コンクリート 解体 作業
騒音規制法	98	3	0	27	23	0	40	0	5	-	-	-	-
振動規制法	108	3	-	-	-	-	-	-	-	0	21	84	-
兵庫県条例	264	2	-	-	-	-	234	0	0	-	-	-	28
合 計	470	8	0	27	23	0	274	0	5	0	21	84	28

※「-」は該当する機械の種類なし

【備 考】

「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」では、法律（騒音・振動）に基づく届出は必要ありませんが、公害*その他人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止を図り、地域の快適な生活環境の確保のため上乗せ基準*を設けています。

第3節 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、生活環境の保全のため、騒音測定及び面的評価*により地域における自動車騒音の暴露状況を継続的に把握するものです。平成24年度から市が行う法定受託事務とされました。

対象路線は、以下の主要な路線のうち、沿道に住居があり、交通量が平均約10,000台/日の幹線道路です。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル*の測定を行います。その結果を用いて、道路構造及び周辺の住居密度等を勘案し、評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベル*を推計する面的評価*を行います。評価の頻度は、5年でローテーションを組んでいます。

1 令和2年度自動車騒音常時監視（騒音測定・面的評価*）結果 （単位：dB*）

測定年度	路線名	測定場所	基準時間帯		環境基準値		環境基準適合	
			昼間	夜間	昼間	夜間	○：適合 ×：不適合	
							昼間	夜間
令和2年度	宍粟新宮線	新宮町新宮 (播磨新宮郵便局)	69	62	70	65	○	○
	山陽自動車道	龍野町富永 (赤とんぼ文化ホール)	59	58			○	○

2 自動車騒音常時監視実施計画

番号	路線名	車線数	路線延長 (km)	H27年1日平均 交通量(台)	評価区間 (km)	測定・評価 計画年度
1	山陽自動車道	4	10.2	41,885	4.4	令和7年度
2	一般国道2号	4	7.2	57,519	2.7	令和5年度
3	一般国道179号	2	23.0	17,538	6.0	令和6年度
4	一般国道250号	2	12.8	16,884	4.1	令和4年度
5	県道姫路上郡線	2	12.5	13,972	2.6	令和4年度
6	県道宍粟新宮線	2	6.8	9,999	1.2	令和7年度
7	県道たつの龍野停車場線	2	4.5	10,469	4.0	令和3年度
8	県道東鯨崎網干停車場線	2	6.5	14,190	2.6	令和5年度
合 計			83.5		27.3	

第4節 新幹線騒音対策

兵庫県では、新幹線鉄道沿線地域の環境保全を図るため、県及び関係13市町が連携し、新幹線に起因する騒音・振動等の公害対策を円滑に推進することを目的として、平成8年9月に「新幹線鉄道公害対策連絡会」を組織し、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）との情報交換等を行っています。

また、兵庫県では、たつの市内の新幹線鉄道騒音・振動を測定しています。騒音については、環境基準の基準値である70デシベル（地域類型Ⅰ）を超過していますが、住宅地域に対する当面の目標値である暫定目標の75デシベルは達成しています。振動については、指針値の70デシベル以下となっています。

1 兵庫県による新幹線騒音・振動測定結果

測定年度	測定年月日	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	用途地域	地域 類型	騒音測定結果			振動測定結果			全測定 本数
					12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	
H28	10月14日	揖保町西構	調 整	Ⅰ	72	71	71	62	54	48	10/10
H29	12月1日	揖保町西構			71	71	69	64	59	48	10/10
H30	1月4日	揖保町西構			71	71	70	66	61	49	10/12
R元	3月15日	揖保町西構			71	70	70	64	59	47	10/10
R2	10月19日	揖保町西構			70	71	69	61	53	46	10/10

2 JR西日本による令和元年度騒音・振動対策状況

JR西日本により、新幹線車両の低騒音化、バラストマット*敷設、レール削正等の騒音・振動対策が計画的に行われています。

令和2年度における騒音・振動対策状況は、市内のレール削正等の作業が実施されました。